

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成28年2月12日
【四半期会計期間】	第77期第3四半期（自平成27年10月1日至平成27年12月31日）
【会社名】	株式会社エスライン
【英訳名】	S LINE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 山口嘉彦
【本店の所在の場所】	岐阜県羽島郡岐南町平成4丁目68番地
【電話番号】	(058)245-3131
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 村瀬博三
【最寄りの連絡場所】	岐阜県羽島郡岐南町平成4丁目68番地
【電話番号】	(058)245-3131
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 村瀬博三
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第76期 第3四半期 連結累計期間	第77期 第3四半期 連結累計期間	第76期
会計期間	自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日	自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日
営業収益 (百万円)	33,168	33,732	44,302
経常利益 (百万円)	934	1,294	1,328
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	986	866	1,595
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	841	1,085	1,438
純資産額 (百万円)	16,721	18,259	17,217
総資産額 (百万円)	31,411	33,163	31,502
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	94.86	84.96	153.82
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	51.0	52.7	52.4

回次	第76期 第3四半期 連結会計期間	第77期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日	自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	70.65	34.52

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 「営業収益」には、消費税等は含まれておりません。
- 3 「潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額」については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。
- 4 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、第1四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純利益」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益」としております。
- 5 当社は、平成27年10月1日を効力発生日として普通株式2株を1株とする株式併合を実施しております。「1株当たり四半期(当期)純利益金額」については、前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定し、記載しております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社および連結子会社）が判断したものであります。

なお、第1四半期連結累計期間より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、「四半期純利益」を「親会社株主に帰属する四半期純利益」としております。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、円安や原油安等の恩恵もあり、企業業績が概ね順調に改善したことにより、雇用や所得環境にも改善が見られる等、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら、個人消費においては、節約志向の影響からか未だ力強さに欠ける状態が続いております。また、中国を始めとする新興国経済の減速懸念や、国際情勢の不安定さが増すなかで、海外景気の下振れリスクが懸念される等、景気は依然として不透明な状況で推移いたしました。

当社グループの主要な事業であります物流関連業界におきましては、軽油価格の下落による収益改善はみられるものの、個人消費の停滞感や、円安による物価の上昇等もあり国内の輸送貨物量が伸び悩んでいることや、労働力不足や長時間労働に対する行政の指導が厳しくなったことにより、人件費や備車費・外部委託費等のコストが上昇する等、物流企業を取り巻く経営環境は引き続き厳しい状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは、「地域に密着した企業活動で社会に貢献する。お客様に満足していただける物流をご提供する。」の経営理念を基本に、グループ各社が持てるネットワークとエリアごとの物流機能を結集した総合力を活かして、業績確保と企業価値の向上に取り組んでまいりました。

この結果、当第3四半期連結累計期間の業績は、営業収益337億32百万円（前年同期比1.7%増）、営業利益12億30百万円（前年同期比47.8%増）、経常利益12億94百万円（前年同期比38.5%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益8億66百万円（前年同期比12.1%減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

【物流関連事業】

物流関連事業の主な事業収益は、貨物自動車運送事業、倉庫業、自動車整備事業、情報処理サービス業、損害保険代理業等であります。

貨物自動車運送事業のうち、当社グループの主力であります特別積合せ部門では、消費者マインドの低下に加えて、昨年の暖冬による影響で、冬物衣料やタイヤ等の冬用商品の販売不振により輸送貨物量が減少し、売上の増加が見込めない状況が続いております。このような状況下で、当社グループとしては、既存のお客様に対して出荷貨物の増量要請や、適正運賃収受に向けた料金交渉や、新規荷主開拓の営業活動等を積極的に行うことにより、輸送貨物量の確保と増収に努めてまいりました。家電・家具配送部門では、依然として白物家電の販売量が低迷していることや、お客様の物流体制の変更による影響等から、取扱い物量は減少傾向で推移いたしました。この物量減を補うために、家具等の大型商品の宅配や引っ越し等の「ツーマン配送」の配送エリアを拡大する等、収益確保に努めてまいりました。

物流サービス部門においては、先期に新築した㈱エスラインギフの名古屋第1・第2センターおよび㈱スリーエス物流の本社第1センターが、順調に稼働してまいりました。今後は、物流加工業務での精度アップと、時間短縮を目指した改善活動を進めてまいります。また、中部地区では、以前から納品物流を行っていた衣料品量販店向けの寝装具ベンダー様との新たな取引を開始する等、指定物流業者としての優位性を活かした物流サービスを提供することにより業績確保に努めてまいりました。これからも、当社グループの保管施設や物流加工施設および輸配送ネットワークとの連携強化を図りながら、お客様の物流ニーズに的確にお応えできる総合物流サービスの提案営業活動を積極的に進めてまいります。

この結果、物流関連事業の営業収益は330億91百万円（前年同期比1.4%増）、セグメント利益（営業利益）は14億18百万円（前年同期比21.6%増）となりました。

[不動産関連事業]

不動産関連事業におきましては、当社グループ各社にて保有している不動産の有効活用を図るために、外部への賃貸事業を営んでまいりました。

この結果、不動産関連事業の営業収益は3億59百万円（前年同期比19.7%増）、セグメント利益（営業利益）は1億87百万円（前年同期比21.1%増）となりました。

[その他]

主に、旅客自動車運送事業を営んでおります。岐阜市内の高校や近隣の大学の通学バスおよびクラブ・サークル活動等の貸切バス、冠婚葬祭時の送迎バス、さらには競輪場のファンバス等、地元に着した運行業務に取り組んでまいりました。また、新築した物流センターの屋上に太陽光パネルを設置し、発電した電力の売電事業も営んでまいりました。現在は、(株)エスラインギフの名古屋第1・第2センターおよび(株)スリーエス物流の本社第1センターで発電を行っております。

この結果、その他の営業収益は2億81百万円（前年同期比13.7%増）、セグメント利益（営業利益）は68百万円（前年同期比53.9%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間の連結資産合計は331億63百万円となり、前連結会計年度比16億60百万円増加しております。この主な要因は機械装置及び運搬具と現金及び預金の増加によるものであります。

また、連結負債合計は149億4百万円となり、前連結会計年度比6億19百万円増加しております。この主な要因は借入金の増加によるものであります。

連結純資産合計は182億59百万円となり、前連結会計年度比10億41百万円増加しております。この主な要因は利益剰余金の増加によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、経営の基本理念をはじめ当社の財務基盤や事業内容等の企業価値の源を十分理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続して確保し向上していくことを可能とする者でなければならないと考えております。

当社株式の自由な売買は株主の皆様には保障された当然の権利であり、また、金融商品取引所に上場する株式会社としての当社株主の在り方は、当社株式の市場における自由な取引を通じて決定されるものであります。

また、当社の支配権の移転を伴う大規模な買付行為や買付提案またはこれに類似する行為がなされた場合であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、一概に否定するものではなく、これに応ずるべきか否かの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、近年、わが国の資本市場における株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあるもの、株主の皆様には株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための必要かつ十分な情報や時間を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模な買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

(a) 中長期的な経営戦略に基づく取組み

当社は、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、次の施策を実施しております。これらの取組みは、上記の基本方針の実現に資するものと考えております。

当社は、昭和13年に設立された「岐阜トラック運輸株式会社」を前身とし、以来、貨物運送事業を中心として、全国配送に向けた輸送路線網の拡大、第一次高度成長期には大量高速輸送時代に先駆けたトレーラー輸送の開始、全国の中堅輸送業者10社によるSライン日本グループによる全国輸送ネットワーク体制の確立、業界初のオンラインシステム（スリーエスシステム）の稼働、フランチャイズシステムによる宅配ネットワークの結成、子会社化方式による輸送周辺領域業務の取組み等、お客様の様々なニーズにお応えすべく注力してまいりました。平成18年10月には、グループ体制のさらなる発展と結束力の強化、各事業会社の迅速な意思決定と環境変化に伴う機動的かつ柔軟な対応、戦略的かつ明確な経営体制の整備と収益力の向上を図るために純粋持株会社体制に移行し、(株)エスラインとして新たな体制をスタートさせました。当社は、この体制移行により、特色のある21のグループ会社を傘下に有し、貨物自動車運送事業、倉庫業、旅客自動車運送事業、自動車整備事業、不動産賃貸業、情報処理サービス業、損害保険代理業等の事業領域において、機動的かつ柔軟に総合力を発揮することが、当社グループ全体の経営資本と管理の効率化を推進し、利益体質を高め企業価値の向上につながるものと考えており、ワンランク上の総合物流企業となることを目指して注力しております。

< 当社の経営理念 >

当社は、昭和13年の創業以来、

「和」	社は「和」のもと、労使一体の全員経営により輸送の使命を果たしてみんなの幸せを追求する。
「法の精神」	国内の法または関係法令およびその精神を遵守し、オープンでフェアな企業活動を通じて社会から信頼される企業を目指す。
「社会貢献」	地域に密着した企業活動を通じて、経済・社会の発展に貢献する。
「環境と顧客優先」	環境に配慮した物流企画の提案と輸送品質の向上に努め、お客様に満足していただける物流を提供する。
「全員参加」	全社員が職務に応じて企業の運営を分担する全員経営により、対話と活力に満ちた企業風土をつくる。

を経営の基本理念として掲げ、株主の皆様をはじめ取引先、社員、地域社会等ステークホルダーとの深い信頼関係に基づき、着実に事業の発展に注力してまいりました。

持株会社のもと、当社グループは引き続き、創業の精神を受け継ぎ、『お客様が一番』の価値観を共有し、地域に密着した輸送およびその周辺業務の取り込みに向け、積極的に提案営業を展開し、事業会社各社がそれぞれの業務分野を分担しながら有機的に連携することにより、一層の企業価値の安定的な向上に向けて注力してまいります。

< 当社の中期経営戦略 >

当社グループは、グループ各社が相互に連携し、営業案件に対する支援や掘り起こし、情報提供を行うことにより、一層の利益創出を実現するために中期的な経営戦略において、以下の具体的な取組みに注力しております。

(イ) 経営効率化の推進

- 1) 支店・センターの統廃合を行い、必要なエリアに適正な店舗を配置することにより、経営の効率化を一層推進する。
- 2) 利益確保に向けた数値的取組みの強化と予算意識の徹底を図るため、エスライン経営管理システム（通称：SKKS）の高度な活用を図る。

(ロ) 事業領域の再編と拡大

- 1) 貨物自動車運送事業（特別積合せ）分野の再編
 1. 小口貨物輸送の概念（午後集荷～夜運行～翌日午前配達）を撤廃した、小口貨物の新ビジネスモデルを構築する。
 2. 運行車（長距離車両）の積載効率アップ（満載主義の徹底）のために到着・発送バランスを考慮した運行コースの見直しおよび再編を図る。
 3. 集配車（市内集配車両）の配送効率アップのために、自社・備車の集配エリアを見直し、時間帯や物量に応じた集配コース（ルート）を再編する。

4. 配達物量と集荷物量のバランス等、作業実態に応じた勤務時間帯の見直しを行い、必要な時間帯に必要な人員を投入し作業の効率化を図る。
 - 2) 家電・家具等の専門輸送分野における拡大
営業担当者の営業活動を強化し、お客様別に適した物流システムの対応と提供を図り、専門輸送の差別化を一層推進する。
 - 3) 流通加工サービス等付加価値物流の強化
お客様ごとに異なった物流サービスを提供することにより3PLや保管収入の一層の拡大を図る。
- (b) 当社のコーポレート・ガバナンス（企業統治）強化への取組みについて
- 当社グループは、コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化を通じて、経営の透明性および効率性を確保し、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの信頼をより高め、社会的責任を全うするため、ガバナンス機能の充実が経営上の重要な課題であると認識しております。法令遵守およびリスク管理等の徹底のために、「コンプライアンス推進委員会」「リスクマネジメント推進委員会」を設置し、グループ会社の各部署・支店と情報の共有化を図り、内部統制システムの充実に積極的に取り組んでおります。
- 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み
- 当社は、平成26年6月27日開催の定時株主総会において、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして導入して、「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」について、従前のプランの一部語句の修正を行った上で、継続（以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます。）することについて、株主の皆様にご承認をいただいております。
- その概要は以下のとおりです。
- (a) 当社株式の大規模買付行為等
本プランにおける当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を大規模買付者といいます。
 - (b) 大規模買付ルールの概要
大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）または、株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間が経過した後に大規模買付行為を開始するというものです。
 - (c) 大規模買付行為が実施された場合の対応
大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。
ただし、大規模買付ルールを遵守しない場合や、遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと取締役会が判断した場合には、対抗措置をとることがあります。
 - (d) 対抗措置の客観性・合理性を担保するための制度および手続
対抗措置を講ずるか否かについては、取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、独立委員会を設置しております。
対抗措置をとる場合、その判断の客観性・合理性を担保するために、取締役会是对抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、対抗措置の発動の是非について、勧告を行うものとします。
 - (e) 本プランの有効期限等
本プランの有効期限は、平成29年6月30日までに開催予定の当社第78期定時株主総会終結の時までとなっております。
ただし、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により本プランは廃止されるものとします。

本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

本プランは、大規模買付行為が行われる際に、株主の皆様が判断し、あるいは取締役会が代替案を提案するために必要かつ十分な情報や時間を確保する等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みであり、まさに会社の支配に関する基本方針に沿うものであります。

また、本プランは、(a)買収防衛策に関する指針の要件を充足していることおよび経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっていること (b)株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること (c)株主総会での承認により発効しており、株主意思を反映するものであること (d)独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の勧告を尊重するものであること (e)デッドハンド型およびスローハンド型の買収防衛策ではないこと等、会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,847,000
計	40,847,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成27年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成28年2月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	10,211,884	10,211,884	名古屋証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は100株 であります
計	10,211,884	10,211,884	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成27年10月1日 (注)	10,211	10,211	-	1,938	-	2,000

(注) 普通株式2株を1株の割合で株式併合を実施しております。

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成27年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成27年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 20,294,000	20,294	-
単元未満株式	普通株式 127,769	-	-
発行済株式総数	20,423,769	-	-
総株主の議決権	-	20,294	-

(注)1 「単元未満株式」の普通株式には、当社所有の自己株式996株が含まれております。

2 平成27年5月18日開催の取締役会において単元株式数を1,000株から100株に変更する定款一部変更について決議され、また平成27年6月26日開催の第76期定時株主総会において普通株式2株を1株にする株式併合が決議されたことに伴い、それぞれ平成27年10月1日を効力発生日とする変更を実施しております。これにより発行済株式総数は、10,211,885株減少し、10,211,884株となっております。

【自己株式等】

平成27年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社エスライン	岐阜県羽島郡岐南町 平成4丁目68番地	2,000	-	2,000	0.00
計	-	2,000	-	2,000	0.00

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成27年10月1日から平成27年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,742	4,371
受取手形及び営業未収入金	1,254,467	1,255,524
貯蔵品	46	45
繰延税金資産	171	189
その他	606	546
貸倒引当金	6	6
流動資産合計	10,027	10,670
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	5,944	6,241
機械装置及び運搬具(純額)	1,489	2,156
土地	10,659	10,700
リース資産(純額)	209	194
建設仮勘定	415	193
その他(純額)	128	128
有形固定資産合計	18,846	19,614
無形固定資産	104	84
投資その他の資産		
投資有価証券	1,459	1,724
退職給付に係る資産	28	26
繰延税金資産	161	175
その他	898	889
貸倒引当金	23	22
投資その他の資産合計	2,524	2,793
固定資産合計	21,475	22,492
資産合計	31,502	33,163

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び営業未払金	2,493	2,483
短期借入金	560	1,210
1年内返済予定の長期借入金	542	713
未払法人税等	294	236
賞与引当金	298	123
役員賞与引当金	14	10
設備関係支払手形	-	1
その他	1,124	1,317
流動負債合計	7,777	8,445
固定負債		
長期借入金	802	728
繰延税金負債	1,957	2,030
役員退職慰労引当金	99	104
退職給付に係る負債	2,884	2,851
資産除去債務	195	230
その他	567	513
固定負債合計	6,507	6,459
負債合計	14,284	14,904
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,938	1,938
資本剰余金	2,510	2,517
利益剰余金	11,946	12,797
自己株式	-	54
株主資本合計	16,394	17,198
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	229	403
退職給付に係る調整累計額	126	112
その他の包括利益累計額合計	103	291
非支配株主持分	719	769
純資産合計	17,217	18,259
負債純資産合計	31,502	33,163

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)
営業収益	33,168	33,732
営業原価	31,087	31,322
営業総利益	2,080	2,409
販売費及び一般管理費	1,248	1,179
営業利益	832	1,230
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	31	27
受取賃貸料	22	23
負ののれん償却額	3	-
持分法による投資利益	10	12
その他	56	21
営業外収益合計	124	85
営業外費用		
支払利息	6	5
売上割引	3	3
債権売却損	12	12
その他	0	0
営業外費用合計	22	21
経常利益	934	1,294
特別利益		
固定資産売却益	31	62
投資有価証券売却益	462	-
補助金収入	10	10
その他	2	0
特別利益合計	507	73
特別損失		
固定資産除売却損	23	5
特別損失合計	23	5
税金等調整前四半期純利益	1,418	1,362
法人税等	406	449
四半期純利益	1,012	912
非支配株主に帰属する四半期純利益	25	46
親会社株主に帰属する四半期純利益	986	866

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)
四半期純利益	1,012	912
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	179	158
退職給付に係る調整額	9	14
その他の包括利益合計	170	172
四半期包括利益	841	1,085
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	816	1,039
非支配株主に係る四半期包括利益	25	46

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(連結子会社の決算日の変更に関する事項)

当社および㈱エスラインギフは、決算日を3月31日とし、他の連結子会社および非連結子会社の決算日は12月31日としておりましたが、連結子会社と決算日を統一することで、当社グループの営業活動について、より適時・適格な経営情報を開示することを目的として、昨年2月開催のグループの定時株主総会において、定款一部変更を決議し、決算日を3月31日に変更いたしました。

この変更に伴い、当該子会社の平成27年1月1日から平成27年3月31日までの3ヶ月間の損益は、利益剰余金に直接加減しております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)
及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第3四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当第3四半期連結累計期間の税金等調整前四半期純利益は7百万円減少しております。また、当第3四半期連結会計期間末の資本剰余金が7百万円増加しております。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

連結子会社は、有形固定資産(建物、車両運搬具及びリース資産を除く)の減価償却の方法について、定率法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より、すべての有形固定資産について、定額法に変更しております。

当社グループは従来より貨物自動車運送事業を営んでおりますが、近年事業環境の変化により、倉庫事業や運送に付随する加工事業等に関連する設備投資が増加しております。これを契機に各固定資産の使用実態を見直した結果、所有する有形固定資産は、耐用年数内で安定的に使用していること、同資産に関連する保全の実態も耐用年数内において安定的に発生していること、また主たる収入が安定的に発生していることから、期間損益計算の適正性をさらに高めるためには、定額法が経営実態をより適切に反映する合理的な方法であると判断して変更を行ったものです。

これにより、従来の方法と比べ、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益および税金等調整前四半期純利益はそれぞれ55百万円増加しております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

当連結会計年度の税金等調整前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税金等調整前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年12月31日)
受取手形裏書譲渡高	33百万円	34百万円

2 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、連結子会社の当四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末日残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年12月31日)
受取手形	12百万円	30百万円
支払手形	12百万円	25百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)および負ののれん償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)
減価償却費	943百万円	924百万円
負ののれん償却額	3百万円	-百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年12月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	125	6	平成26年3月31日	平成26年6月30日	利益剰余金

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却による減少 1,032,003株

当第3四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年12月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	142	7	平成27年3月31日	平成27年6月29日	利益剰余金

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントごとの営業収益及び利益の金額に関する情報

前第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	物流関連 事業	不動産関連 事業	計				
営業収益							
外部顧客への営業収益	32,620	300	32,921	247	33,168	-	33,168
セグメント間の内部営業収益又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	32,620	300	32,921	247	33,168	-	33,168
セグメント利益	1,167	154	1,321	44	1,366	533	832

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、バス事業、売電事業を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額 533百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない当社および㈱エスラインギフの総務部門等管理部門に係る費用であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	物流関連 事業	不動産関連 事業	計				
営業収益							
外部顧客への営業収益	33,091	359	33,451	281	33,732	-	33,732
セグメント間の内部営業収益又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	33,091	359	33,451	281	33,732	-	33,732
セグメント利益	1,418	187	1,606	68	1,674	443	1,230

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、バス事業、売電事業を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額 443百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない当社および㈱エスラインギフの総務部門等管理部門に係る費用であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2 報告セグメントの変更等に関する事項

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

「注記事項(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)」に記載のとおり、連結子会社は、有形固定資産(建物、車両運搬具及びリース資産を除く)の減価償却の方法について、定率法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より、すべての有形固定資産について、定額法に変更しております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、当第3四半期連結累計期間のセグメント利益が「物流関連事業」で52百万円、「不動産賃貸事業」で0百万円、「その他」で2百万円それぞれ増加しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額および算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	94円86銭	84円96銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円)	986	866
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額 (百万円)	986	866
普通株式の期中平均株式数 (千株)	10,397	10,199

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2 当社は、平成27年10月1日を効力発生日として普通株式2株を1株とする株式併合を実施しております。

「1株当たり四半期純利益金額」および「普通株式の期中平均株式数」については、前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定し、記載しております。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年 2月12日

株式会社エスライン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩 田 国 良 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 楠 元 宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エスラインの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成27年10月1日から平成27年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エスライン及び連結子会社の平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。